

小樽市勤労者共済会規約

(名称)

第1条 この会は、小樽市勤労者共済会（以下「共済会」という。）と称する。

(目的)

第2条 共済会は、小樽市内（以下「市内」という。）の事業所の勤労者の福利厚生を増進を図り、企業の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 共済会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 慶弔、傷い、疾病及び災害等に対する給付金（以下「給付金」という。）給付事業

(2) 前号に掲げるものの、共済会の目的を達成するために必要な事業

第4条 削除

第5条 削除

(入会又は退会)

第6条 共済会への入会又は退会は、事業所単位とし、共済会の承認を受けなければならない。

(会員)

第7条 共済会に加入することができる者は、市内の事業所の従業員及び事業主とする。ただし、次の各号に掲げる者は、会員となることはできない。

(1) 年齢が15歳未満の者

(2) 削除

(3) 1年未満の期間を定めて雇用されている者

(4) 試用期間中にある者

2 削除

(資格の喪失)

第8条 会員が、次の各号の一に該当した場合は、会員資格を失う。

(1) 前条第1項3号に該当することとなったとき。

(2) 所属事業所を退職したとき。

(3) 死亡又は重度障害の状態となったとき。

(4) 削除

2 次条第2項に規定する掛金を3か月以上滞納したときは、理事会の決定により除名することができる。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。

(入会金及び掛金)

第9条 共済会に加入するときは、会員1人につき100円の入会金を納入しなければならない。

2 掛金は、会員1人につき、月額600円とする。

3 既納の入会金及び掛金は、返還しないものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りではない。

第10条 削除

(役員)

- 第11条 共済会に理事13名以内及び監事2名を置く。
- 2 理事の互選により理事長1名及び副理事長3名以内を置く。
 - 3 前2項に定めるもののほか、常務理事1名を置き、小樽市産業港湾部長をもって充てる。
 - 4 共済会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

(役員職務)

- 第12条 理事長は、共済会を代表し、会務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときは、これを代理する。
 - 3 常務理事は、予算の執行及び給付金の給付について決裁する。
 - 4 監事は、会計及び業務について監査する。
 - 5 顧問及び相談役は、総会及び理事会に出席し、共済会の目的達成のため、必要と思われる事項について、意見を述べるることができる。

(役員任期)

- 第13条 役員(常務理事を除く。)の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第14条 総会は、理事長が招集し、役員及び代議員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回4月に開催するものとする。ただし、理事長が必要と認めるとき又は理事若しくは会員の過半数の請求があったときは、臨時に開催しなければならない。
 - 3 総会の議長は、理事長が務める。

(代議員)

- 第15条 代議員は、加入事業所ごとに会員のうちから、1名選出する。

(総会の議決事項)

- 第16条 次の各号に掲げる事項は、総会に諮らなければならない。

- (1) 予算及び決算についてのこと。
- (2) 規約の改廃についてのこと。
- (3) 事業計画についてのこと。
- (4) 役員(常務理事を除く。)の選任についてのこと。
- (5) その他理事会が必要と認めた事項についてのこと。

(理事会)

- 第17条 理事会は、理事長、副理事長、常務理事及び理事をもって構成する。
- 2 理事会は、必要に応じて理事長が招集し、その議長となる。

(理事会の議決事項)

- 第18条 次の各号に掲げる事項は、理事会に諮らなければならない。

- (1) 総会に提案する議案
- (2) 事業運営について
- (3) 規程の制定及び改廃について
- (4) その他理事長が必要と認める事項について

(定足数)

第19条 総会及び理事会は構成員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 やむを得ない理由のため出席できない構成員は、代理人に議決権を委任することができる。この場合においては、当該構成員からの委任状の提出をもって、当該構成員を総会又は理事会に出席したものとみなす。

(議決)

第20条 総会及び理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会計)

第21条 共済会の経費は、入会金、掛金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 共済会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第22条 共済会の事務局を小樽市役所内に置く。

- 2 事務局に、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、常務理事が指名する。
- 4 事務局長及びその他の職員は、上司の命により事務に従事する。
- 5 事務局長は、会計事務責任者となる。

(委任)

第23条 この規約の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (59. 4. 9)

- 1 この規約は公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 小樽市勤労者共済会規約(昭和51年8月5日施行)は廃止する。

附 則 (60. 4. 9)

- 1 この規約は公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則 (62. 4. 9)

- 1 この規約は公布の日から施行する。

附 則 (H6. 4. 28)

- 1 この規約は公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (H7. 4. 27)

- 1 この規約は公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (H9. 4. 24)

- 1 この規約は、平成9年4月24日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (H10. 4. 28)

- 1 この規約は、平成10年4月28日から施行し、改正後の小樽市勤労者共済会規約の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (H17. 4. 27)

- 1 この規約は、平成17年4月27日から施行する。

附 則（H19. 4. 23）

- 1 この規約は、平成19年4月23日から施行する。

附 則（H25. 4. 26）

- 1 この規約は、平成25年4月26日から施行する。

附 則（H26. 4. 23）

- 1 この規約は、平成26年4月23日から施行する。

附 則（R2. 4. 30）

- 1 この規約は、令和2年4月30日から施行する。

附 則（R5. 4. 28）

この規約は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第10条第1項第13号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（R7. 4. 24）

この規約は、令和7年4月24日から施行する。

附 則（R8. 4. 22）

この規約は、令和8年4月22日から施行する。